

指定洗濯物検体検査事業実施要領

一般社団法人 日本リネンサプライ協会

1. 目的

全てのリネンサプライ工場は、関係法令の定めるところにより、施設、設備等の衛生的管理、洗濯物の適正な処理及び衛生的な取り扱いが求められている。

会員各社の工場が、法令を遵守し、安心・安全なリネンサプライサービスの提供に積極的に取り組んでいることにより、ホテル等ユーザーの衛生面での高い評価の獲得に寄与している。

協会は、こうした状況を踏まえ、この度、会員が保有する全てのリネンサプライ工場を対象として衛生的なサービス提供を担保することを目的として指定洗濯物の検体検査事業を実施する。

2. 事業開始年度

平成 31 年度

3. 検体検査対象施設

協会会員が保有するリネンサプライ工場
(病院等における寝具類のサプライ工場は除く。)

4. 検査対象品目及び検査項目

(1) 検査対象品目

タオル (クリーニング業法施行規則第 1 条に規定する指定洗濯物)

(2) 検査項目

細菌検査 (大腸菌群、黄色ブドウ球菌、一般細菌)

※ 基準値

「リネンサプライ業に係わる洗濯施設及び設備に関する衛生基準」に定める基準値と同様とする。

- ① 大腸菌群、黄色ブドウ球菌 (MRSA)・・・検出されないこと。
- ② 一般細菌・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 0 0 cm²当たり 12,000 個以下であること。
- ③ 変色・異臭に関する官能検査は、各工場において自主検査として実施する。

5. 検査回数・時期

定期検査：年 2 回 (前期 5 月、後期 11 月)

再 検 査：定期検査において基準値をクリアできなかった場合は、クリアするまで再検査を行う。

6. 検査機関

(株) 中部衛生検査センター (厚生労働省登録検査機関)

〒428-0007 静岡県島田市島 663-3

TEL 0547-46-2348 FAX 0547-46-2343

7. 検体検査に係る業務

別紙「検体検査に係る業務手順について」のとおりとする。

8. 検査費用

1 件につき 3,000 円 (定期検査、再検査同額。キット、送料、その他の経費を含む。税別)

定期検査：協会負担 (前期：7 月末請求・9 月末支払い 後期：1 月末請求・3 月末支払い)

再検査：会員負担 (前・後期とも個別請求・支払い)

9. 検査結果の公表

協会は、各支部からの報告に基づき、毎年、検体検査事業の実施状況の概要を機関誌「リネンサプライ」及び協会ホームページ等で公表する。(なお、個々の対象施設 (工場) の検査成績等に関する情報は公表しない。)

(別紙)

検体検査に係る業務手順について

1. 検査依頼書、サンプリングキットの送付（検査機関の事務）

- (1) 毎年、4月及び10月中に、検査機関から全ての対象施設（工場）あてに「検査依頼書」及び「サンプリングキット」を送付する。（宛名は「〇〇会社〇〇工場 検体検査担当者」とする。）
- (2) 検査機関は、①の送付を行った時は、その旨を支部事務局に通知する。

2. 検体の選定、採取等（施設（工場）の事務）

- (1) 「検査依頼書」及び「サンプリングキット」の送付を受けた対象施設（工場）は、次により、検体の選定、採取等を行う。（検査機関の「検体のサンプリング方法」を参照）
 - ① 検体の選定
検体は、洗濯・乾燥・タオルフォルダー仕上げ等の終わった完成品の中から、無作為に抽出する。
 - ② 検体の採取
検体は、採取時の性情をできるだけ保持するため、サンプリングキット中の滅菌・消毒した器具を使用して採取する。
 - ③ 検体包装袋
検査機関から送付されたサンプリングキット中の「検体包装袋」（滅菌済の透明のビニール袋）を使用し、検体を入れた後、中の空気を抜きチャックを閉める。
 - ④ 検査依頼書
検査機関から送付された「検査依頼書」に会社名及び所在地、施設（工場）名及び所在地、電話・FAX番号、担当者氏名、支部名を記入し、「返送用封筒」に「検体包装袋」と一緒に入れて検査機関に送付する。
- (2) 対象施設（工場）は、(1) ④の検査依頼書を送付したときは、支部事務局に報告する。

3. 検査の実施、結果報告等（検査機関の事務）

- (1) 検査機関は、対象施設（工場）から検査依頼を受けたときは、速やかに検体検査を実施する。
- (2) 検査機関は、検体検査の結果を対象施設（工場）及び支部の事務局に報告する。
- (3) 検査の結果、再検査の必要があると認められる場合は、当該施設（工場）に、検査結果と併せて「検査依頼書（再検査用）」及び「サンプリングキット」を送付するとともに支部の事務局にその旨連絡する。

4. 再検査の実施（施設（工場）の事務）

3. (3) の「再検査依頼書」等の送付を受けた対象施設（工場）は、再度検体を採取のうえ10日以内に検査機関に送付する。（2. (1) の④、(2) を準用する。）なお、この場合の追加費用は、当該施設（工場）の負担とする。

5. 実施状況の把握、報告等（支部の事務）

- (1) 支部は、検査機関からの通知、対象施設（工場）からの報告等に基づき、検体検査の実施状況を把握し、未実施の対象施設（工場）がある場合は、速やかに実施するよう注意喚起する。
- (2) 支部は、協会本部における検査費用の清算事務のため、前期、後期の定期検査が終了した時は（再検査の動向に関わりなく）、速やかに、協会本部事務局に実施済み対象施設（工場）の名称及び数等を報告する。
- (3) 支部は、毎年度、管内の検体検査事業の実施状況をまとめ、年度終了後2ヶ月以内に協会本部に報告する。